

苫小牧市予防接種健康被害調査委員会設置要綱

（設 置）

第1条 予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づき実施した予防接種により、市民が健康被害を受けた場合において、医学的見地から必要な調査を行い、もって健康被害の適切かつ円滑な処置等に資するため、市に苫小牧市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任 務）

第2条 市長は、前条の健康被害について、必要があると認めるときは、委員会の委員に次の事項の調査等を依頼するものとする。

- (1) 疾病の状況等に関すること。
- (2) 診療内容についての資料収集に関すること。
- (3) 必要な特殊検査又は剖検についての助言等に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

（委 員）

第3条 委員会の委員は、市長が委嘱する次の者とする。

- (1) 苫小牧市医師会が推薦する医師3人
- (2) 北海道知事が推薦する専門医師1人
- (3) 苫小牧保健所長

2 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長になる。
- 3 副委員長は委員長の指名により決定する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会 議）

第5条 委員会は、市長が招集し、審議終了後解散するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年10月6日から施行する。